○ 国家戦略特別区域法(抄)

第1章 総則

(目的)

この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び特 第1条 続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力 を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策 を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 (定義等)

第2条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の 開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関 連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業 を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令®で定める区 <u>域</u>をいう。

- _ この法律において「特定事業」とは、第10条を除き、次に掲げる事業をいう
- 一 別表に掲げる事業で、第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの
- 二 省 略 3-5 省 略

(基本理念)

第3条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策 課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の 改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図 これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び特続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

(関連する施策との連携)

第4条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進 に当たっては、構造改革特別区域 (構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号) 第2条第1項に規定する構造改革特別区域をいう。第10条 第3項及び第38条第2項において同じ。)における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努め なければならない。

第2章 国家戦略特別区域基本方針

- 第5条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な 推進を図るための基本的な方針(以下「国家戦略特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 国家戦略特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項
 - 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その 他の施策に関する基本的な方針
 - 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項
 - 第8条第1項に規定する区域計画の同条第7項の認定に関する基本的な事項
 - 五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計
 - 六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る 提案の募集に関する基本的な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要 な事項
- 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければなら ない。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

- 7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第2項第6号に規定する提案の募集を行うものとす

第3章 区域計画の認定等

(区域方針)

- 第6条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強 化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。
- 2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組む べき政策課題
- 二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項 三 前2号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

(国家戦略特別区域会議)

- 第7条 国家戦略特別区域ごとに、次条第1項に規定する区域計画(第3項第2号において単に「区域計画」という。)の作成、第11条第1 項に規定する認定区域計画(同号において単に「認定区域計画」という。)の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の 国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議(第4項及び第5項において「区域計画の作成等」という。)を行 うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。
 - 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により 命を受けて同法第4条第1項第3号の2に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第3号の7に掲げる事務を掌理するものをいう。以下 同じ。)
 - 関係地方公共団体の長
- 2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資す ると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成 員として加えるものとする。
- 3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構 成員として加えることができる。
 - 国の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。
 - 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執

行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な 協力を依頼することができる。
- 6 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する
- 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

(区域計画の認定)

- 第8条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域に おける産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域計画」という。)を作成し、内閣総理大 臣の認定を申請するものとする
- 2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 国家戦略特別区域の名称
- 第6条第2項第1号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実 施主体に関する事項
- 前号に規定する特定事業ごとの第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の内容
- 前2号に掲げるもののほか、第2号に規定する特定事業に関する事項
- 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果 Ŧī.
- 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事 六
- 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第2号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、 内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表し なければならない。
- 4 前項の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者(当該公表がされた者を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。
- 5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別 区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。
- 6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接が連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第2項に規定する構成員(以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。)の全員の合意により作成するものとする。 7 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認
- 定をするものとする。
 - 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。
 - 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであ ると認められること。
 - 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 8 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条及び次条第1項において単に「認定」という。)を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略 特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業(第2条第2条第2条)の表には、当該特定事業(第2条第2条第2条)を表に関するものに限る。)が、法律により規定された規則に係るものにあっては第2条の2から第2条。 条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあっては国家戦略特別区域基本方針に即して第26条の規定による政 令若しくは内閣府令・主務省令で又は第27条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定める ところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

- 第9条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画(以下「認定区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 前条第3項から第10項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第10条 省 略 (認定の取消し)

- 第11条 内閣総理大臣は、認定区域計画(認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)が第8条第7項各号のいず れかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定(第9条第1項の変更の認定を含む。第13条、第18条第4項第1号、第20条の3及び 第24条の3第3項第1号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ 関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
- 第8条第10項の規定は、第1項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第12条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その 結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(公証人法の特例)

第12条の2 省 略

(学校教育法等の特例)

- 第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内 都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下この条において「都道府県等」という。)が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する中学校(同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、高 等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令©で定める基準に適合するもの(以下この項及び 第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。)の管理を、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法 育学校等の管理を行わせることができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。
 第10項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 こ その役員のうちに、第12項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を

経過しない者がある者

- 3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 指定の手続
- 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- 二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的なカ町 三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準 四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。
- 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り 得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であって特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治40年法律
- 第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、 当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。
- 9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公 立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること ができる。
- 10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を 継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
- 11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令³で定める

1) 2) 1 ms, Christophy 20 malkicky 2 1 ms 1 ms 1 ms 2 ms/2 minimizers, by 1 christoph			
学校教育法	省略	省略	省略
地方自治法	省略	省略	省略
市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)	省略	省略	省略
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)	省略	省略	省略
へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)	省略	省略	省略
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)	省略	省略	省略
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)	省略	省略	省略
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)	省略	省略	省略
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)	省略	省略	省略
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (昭和46年法律第77号)	省略	省略	省略

第6項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 12

第12条の4 - 第28条 省 略

第5章 国家戦略特別区域諮問会議

(設置)

第29条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第30条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 国家戦略特別区域の指定に関し、第2条第5項に規定する事項を処理すること。
- 国家戦略特別区域基本方針に関し、第5条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 区域方針に関し、第6条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること
- 四 区域計画の認定に関し、第8条第8項(第9条第2項において準用する場合を含む。) に規定する事項を処理すること。
- 五 第16条の3第3項に規定する指針に関し、同条第4項に規定する事項を処理すること。 六 第37条第2項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 八 第1号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述 べること。

(組織)

第31条 会議は、議長及び議員10人以内をもって組織する。

(議長)

第32条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第33条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 内閣官房長官
- 国家戦略特別区域担当大臣
- 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、第31条及び前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる議員である国務大臣以外 の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。 3 第1項第4号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 4 第1項第4号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第34条 前条第1項第4号に掲げる議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第35条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる

(政令への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令④で定める。

第6章 雑則

第36条の2-第38条

(主務省令)

[39条] この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安 委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。 第39条)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制 委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査 委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第40条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令^⑤で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 --三 省 略

(検討)

第2条 省 略

2-3 省 略

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施する に当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。) の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協 議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。

5-6 省 略

附則 (平成27年7月15日法律第56号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一三 省 略

(経過措置)

第2条 この法律の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第12条の3第11項の表公立 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、 並びに」とする。

別表 (第2条関係)

項	事項	関係条項	
省略	省 略	省 略	
102	公立国際教育学校等管理事業	第12条の3	
省略	省略	省略	

○国家戦略特別区域を定める政令(抄)

国家戦略特別区域法第2条第1項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

-五 省 略

六 京都府、大阪府及び兵庫県の区域 七一九 省 略

○国家戦略特別区域法施行令(抄)

(法第12条の3第1項の政令で定める基準)

- 第3条 法第12条の3第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための 教育(以下この条において「区域方針実施教育」という。)を行うための教育課程を編成するものであること
 - 2以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施 するものであること
 - 前2号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針 実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令ので定める基準に適合するものであること。

(学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え)

第4条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる文字によるなが、日本の第4欄に掲げる字句による

に拘りる子内は、てれてれ印衣の弟4惻に拘りる子内とする。			
教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)	省略	省略	省略
学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和33年政令第202号)	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和37年政令第215号)	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成16年政令第157号)	省略	省略	省略

④ 国家戦略特別区域諮問会議会(平成25年12月13日政令第342号)

- ⑤ 国家戦略特別区域法施行規則(平成26年3月28日内閣府令第20号)等
- ⑥ 特区法制定時(平成25年12月13日)にこの附則の規定が設けられ、この規定に従って、平成27年9月1日に第12条の3が追加された。
- ⑦ 国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令第1条

○国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令(抄)

(令第3条第3号の文部科学省令で定める基準)

- 第1条 国家戦略特別区域法施行令(以下「令」という。)第3条第3号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第2号の指導方法による教育を行うために必要な職員を置くものであること。
 - ニ 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下「教諭等」という。)を相当数含むも のであること
 - イ 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行う特定公立国際教育学校等(国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定 公立国際教育学校等をいう。以下同じ。) 国語以外の2以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)である教諭等
 - ロ イに掲げる特定公立国際教育学校等以外の特定公立国際教育学校等 区域方針(国家戦略特別区域法第6条第1項に規定する区域方 針をいう。)に密接に関係する業務(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の業務を除く。)に5年以上従事した 経験のある教諭等
 - 三 前号の教諭等の給与についてその能力及び実績に応じて必要な優遇措置が講じられていることその他第一号の職員の処遇が適切に行わ れていること。
 - 四 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第二号の指導方法による教育を行うために必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器その他の 設備を有するものであること。
 - 五 教育上特別の配慮を必要とする生徒が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備するものであること
 - 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条、第104条第1項及び第113条第1項において準用する第67条の規定に基づく評 価を行い、その結果を公表するものであること。

(令第4条の文部科学省令で定める算定の方法)

- 第2条 令第4条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する 経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成16年政令第157号。以下この条において「限度政令」という。)第1条第5号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。)及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。)の前期課程につき、公立義務教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号。以下この条において「標準法」という。)第6条の2の規定の例によ り算定した数と標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第7条第1項及び第8 条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。
- 2 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第7号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校 及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第8条の2の規定の例により算定した数とする。
- 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第9号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校 及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法 第9条の規定の例により算定した数とする。

(学校教育法施行規則の読替え)

第3条 特定公立国際教育学校等に関する学校教育法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省略省略省略		3134 CA OCA OT 152 / 1 1/1/1 = 141/ D 1 / 3C / D0			
	Ī		省略	省 略	